

單車(空氣制動機の取付なく且前部板助綱の取付あるものに限る)乗務員に対する一日に休二十分の年俸を支給すること、為す

八、補助手外勤者二部勤務制実施の件

可及的速かに実施す

九、搬水電車運轉促進の件

當局に於ても効率が計あせる事なき吸送場所等設備の廻体上實施し難き事情に在り引續く研究を重ねる所に本市道路局に於て熟達上の搬水を行ひ其費用を負擔し考証を以て搬水取扱の場加多に開し折衝を遂くへし

信號部

一、信號手配置場所に器具入置場を設置する件

本件は考証に於ても其の必要を認め信号手配置場所附近の電柱に之を取付くべき配申より

二、夏期中勤務制改正の件

運行の期間(自七月二十日至九月十日)は本邦の氣温國民の体調等に適應して一般に定められたるもにして該期間経過後は常に蒸発蒸騰するを以て蒸發負をして信號手の勤務に取せ一であることは輸送上支障を生ずのみならず短期間に於ける場合は不可能な事で然本署は認容し難し

三、冬期降雪日の應接勤務制實施の件

嚴寒時における二時名の勤務は其の苦勞甚だしきを認むる所今秋に全部は首不應接至終する事は

四、信號燈改修の件

既に新様式のものを使用すべく決定せりを以て之が實現の日迄からとする

五、勤務の早退改正の件

通し勤務者の早退に対する其の時間の二倍に相當する金額を減ずる  
は多少酷に失する所嫌あらを以て之が減額の程度につき参考考慮  
すべし

非來終部

一、二重貨銀制度撤廃の件

工場車庫 軌道 電力の作業場に従事するもの、諸直貨金制度並  
歩増制度は世間一般に採用せら處にして之に依り作業能率を増進  
せしめ各自の技術並に勤効とに比例して賃金を得せしもの左在  
札は貨銀制度としては最令程の方迄至りと謂ふを得へし從て  
之を廢止するの意志をし唯問題は(1)固定給低劣すか否(2)請員  
制後若くは歩増制度を爲め月の賃金に著し改善を蒙れし正で  
生活を保障するの事務に在りや否(3)固定給を基礎として他の給與  
即ち退職給與金當年を算出する可否に假有す之(1)にはては各  
種技工毎の平均一回八十円又二月二十日程度にして局内外の各種  
規章業績延の爲各自の請員又歩増制度に變動を弊害する事等  
ものに比し 優厚を主と云ふを得ず(2)に付とは現前の局財政上新規